

「みんなで支え合う 介護保険パンフレット」

～利用者負担と保険料～

(R6.4月(一部、6月、8月から)から)

介護保険パンフレット、ページ5、17～21、23、29について令和6年4月からはこちらをご覧ください。利用者負担のめやすは次頁に記載しています。

令和6年8月から

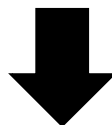
特定入所者介護サービス費の「居住費」負担限度額の見直し

「居住費」の基準費用額(標準的な費用)の見直しに伴い、特定入所者介護サービスの「居住費」の負担限度額が下記のとおり変更されます。利用者負担段階が第1段階の多床室利用者の限度額は変わりません。

■ 居住費の負担限度額(1日あたり)

【令和6年7月まで】

利用者負担段階	居住費(滞在費)					
	多床室		従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
	(特養)	(特養以外)	(特養)	(特養以外)		
第1段階	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①②	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円



太枠部分が見直し箇所

【令和6年8月から】

利用者負担段階	居住費(滞在費)					
	多床室		従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
	(特養)	(特養以外)	(特養)	(特養以外)		
第1段階	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①②	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円

※ (特養)は特別養護老人ホーム・短期入所生活介護、(特養以外)は介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護です。

令和6年4月から

※医療系サービスは令和6年6月以降の金額

利用者負担のめやすが変更になりました。

在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

身体介護（30分以上1時間未満の場合）：
約470円
生活援助（20分以上45分未満の場合）：
約220円
通院時の乗車・降車等介助（1回）：
約120円

通所介護（デイサービス）

（1回につき）
5～6時間の場合（通常規模）
要介護1～5：
約780円～約1,230円+食費

介護予防訪問入浴介護（1回につき）

全身入浴：約990円

訪問入浴介護（1回につき）

全身入浴：約1,440円

介護予防訪問リハビリテーション

（1回につき）
短期集中リハビリテーション実施加算含む：
約520円

訪問リハビリテーション（1回につき）

短期集中リハビリテーション実施加算含む：
約530円

介護予防訪問看護（1回につき）

訪問看護ステーションの場合
20分未満の場合：約320円
30分未満の場合：約470円
30分以上1時間未満の場合：約820円

訪問看護（1回につき）

訪問看護ステーションの場合
20分未満の場合：約330円
30分未満の場合：約490円
30分以上1時間未満の場合：約850円

介護予防居宅療養管理指導

（1回につき）
医師または歯科医師の場合：約520円

居宅療養管理指導（1回につき）

医師または歯科医師の場合：約520円

介護予防通所リハビリテーション

（デイケア）（1カ月につき）
要支援1：約3,970円+食費
要支援2：約6,100円+食費

通所リハビリテーション（デイケア）

（1日につき）
6～7時間の場合（通常規模）
要介護1～5：
約920円～約1,550円+食費

介護予防特定施設入居者生活介護

（1カ月につき）
要支援1：約7,000円+居住費・食費
要支援2：約11,400円+居住費・食費

特定施設入居者生活介護（1カ月につき）

要介護1～5：
約19,600円～約28,800円+居住費・食費

※福祉用具購入費、住宅改修費の支給限度額に変更はありません。

短期入所生活介護

【介護予防短期入所生活介護】

(ショートステイ) (1日につき)

特別養護老人ホーム併設型で多床室(相部屋)の場合

要支援1: 約520円+滞在費・食費

要支援2: 約650円+滞在費・食費

要介護1~5: 約710円~約1,030円
+滞在費・食費

短期入所療養介護

【介護予防短期入所療養介護】

(ショートステイ)

介護老人保健施設併設型で多床室(相部屋)の場合

要支援1: 約670円+滞在費・食費

要支援2: 約840円+滞在費・食費

要介護1~5: 約920円~約1,160円
+滞在費・食費

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1カ月につき)

要介護1~5: 約11,430円~約36,000円

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

(1カ月につき)

要支援1: 約5,310円+宿泊費・食費

要支援2: 約9,370円+宿泊費・食費

要介護1~5: 約14,500円~約33,800円
+宿泊費・食費

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)【介護予防認知症対応型共同生活介護】

(1カ月につき)

要支援2: 約29,210円+居住費・食費

要介護1~5:

約29,470円~約32,820円+居住費・食費

地域密着型介護老人福祉施設

(1カ月につき)

ユニット型個室の場合

要介護1~5:

約25,360円~約35,270円+居住費・食費

夜間対応型訪問介護

基本料金(1カ月につき): 約1,200円

巡回訪問(1回につき): 約450円

随時訪問(1回につき): 約690円

看護小規模多機能型居宅介護

(複合型サービス)(1カ月につき)

要介護1~5: 約17,640円~約39,510円
+宿泊費・食費

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

(1日につき)

7~8時間の場合(単独型)

要支援1: 約1,160円+食費

要支援2: 約1,270円+食費

要介護1~5: 約1,320円~約1,830円+食費

地域密着型通所介護(デイサービス)

(1日につき)

5~6時間の場合

要介護1~5:

約870円~約1,390円+食費

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(1カ月につき)

多床室(相部屋)の場合

要介護1~5: 約20,900円~約30,600円
+居住費・食費

介護老人保健施設(1カ月につき)

多床室(相部屋)の場合

要介護1~5: 約26,800円~約33,900円
+居住費・食費

介護医療院(1カ月につき)

要介護者に対する 看護職員6:1、

介護職員4:1の場合

要介護1~5: 約26,500円~約43,500円
+居住費・食費

令和6年4月から

【第1号被保険者の第9期（令和6～8年度）介護保険料】

65歳以上の方の介護保険料は、前年の所得などをもとに算定されます。
負担能力に応じたきめ細かな保険料の設定になるよう、全体で15段階となっています。

段階	対象範囲			保険料算定方法 (基準額×保険料率)	保険料額 (月額)	
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人			基準額×0.285	22,530円 (約1,880円)	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が 市民税非課税	本人の前年の 「課税年金収入額 (ア)」 と「その他の合計所得 金額(イ)」の合計金額 が右記に該当する	80万円以下	基準額×0.435	34,390円 (約2,870円)
第3段階				80万円超 120万円以下	基準額×0.685	54,160円 (約4,520円)
第4段階				120万円超	基準額×0.9	71,160円 (5,930円)
第5段階	本人が市民税課税	世帯の中に 市民税課税の 人がある		80万円以下	基準額	79,070円 (約6,590円)
第6段階				80万円超	基準額×1.1	86,970円 (約7,250円)
第7段階				80万円以上 120万円未満	基準額×1.15	90,930円 (約7,580円)
第8段階				120万円以上 160万円未満	基準額×1.2	94,880円 (約7,910円)
第9段階				160万円以上 210万円未満	基準額×1.25	98,830円 (約8,240円)
第10段階				210万円以上 320万円未満	基準額×1.5	118,600円 (約9,890円)
第11段階				320万円以上 420万円未満	基準額×1.7	134,410円 (約11,200円)
第12段階				420万円以上 520万円未満	基準額×1.9	150,230円 (約12,520円)
第13段階				520万円以上 620万円未満	基準額×2.1	166,040円 (約13,840円)
第14段階				620万円以上 720万円未満	基準額×2.3	181,860円 (約15,160円)
第15段階				720万円以上	基準額×2.4	189,760円 (約15,820円)

(ア)「課税年金収入額」とは、国民年金や厚生年金など市民税の課税対象となる年金収入額の合計です。遺族年金・障害年金などは含みません。

(イ)「その他合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。

なお、「その他合計所得金額」がマイナスの場合は、0円として計算します。

(ウ)「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除等を行う前の金額）から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいい、マイナスの場合は0円として計算します。

なお、公的年金等控除等の見直しに伴う考慮は、令和5年度で終了しました。